

川島町子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年3月

川 島 町

はじめに

川島町長 高田康男

川島町子ども子育て支援事業計画

目次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法「次世代育成支援対策推進法」を制定し、関係機関が子ども・子育て支援について総合的な施策に取り組んできました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、14歳以下の年少人口については今後も減少傾向となり、2010年の1,684万人から、2060年には791万人まで減少すると予測されています。

共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化によって、子どもたちを支える親の負担が増えるとともに、仕事と子育てを両立させることが困難な状況にあります。国や地域をあげた社会全体で少子化に歯止めをかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

このような中、このたび平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

本町では、これまでも次世代育成支援対策推進法に基づく「川島町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年度から平成26年度までを期間とした後期計画では、基本理念「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を目指し、前期計画の進捗を踏まえた次世代を担う子どもたちの育成と子育て家庭の支援に取り組んできました。

今後は、子ども・子育て関連3法に基づく「川島町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ形で、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的

に推進するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第5次川島町総合振興計画」を上位計画とした保健医療福祉分野の個別計画として位置付けます。

また、本計画は平成22年3月に策定された「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

第1節 少子化等の現状

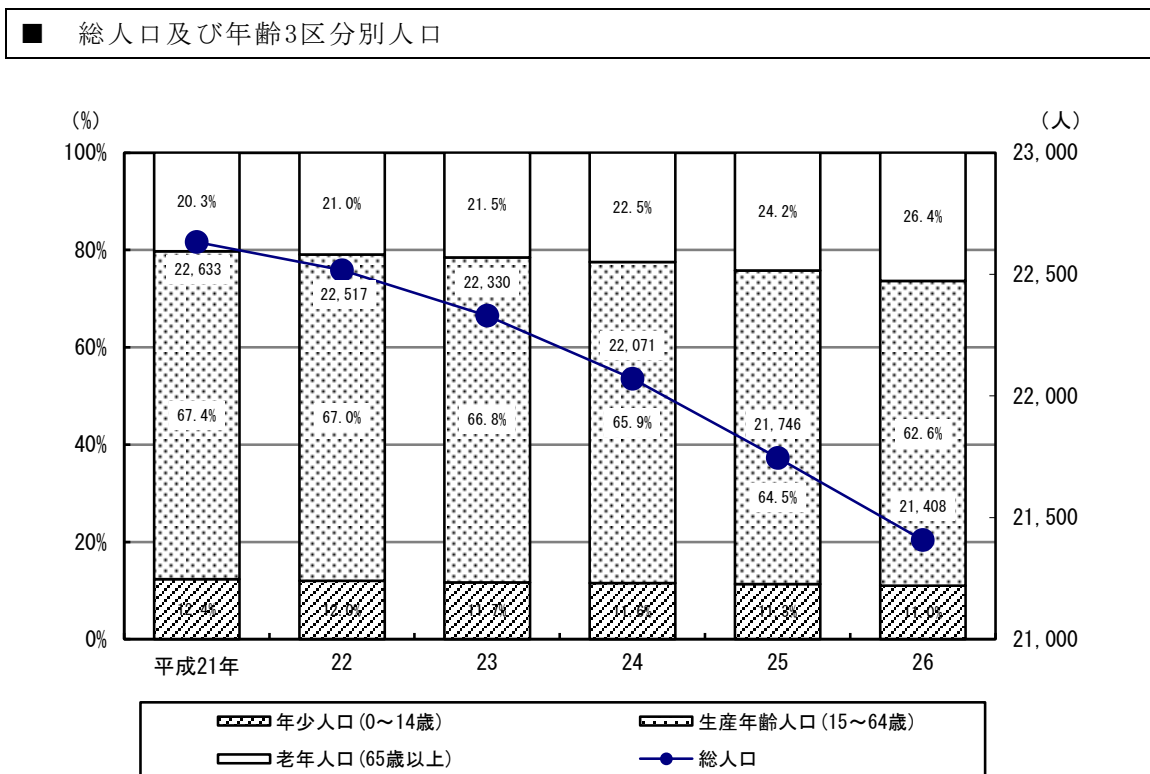
(1) 人口の推移

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川島町における総人口は、平成21年から平成26年にかけてほぼ一定に減少しており、ここ5年間では1,225人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口構成では、年少人口が1.4%の減少、生産年齢人口が4.8%の減少、老年人口は6.1%の増加となっています。

年少人口が減少する中、老年人口は増加しており、川島町においても確実に少子高齢化が進んでいることが伺えます。



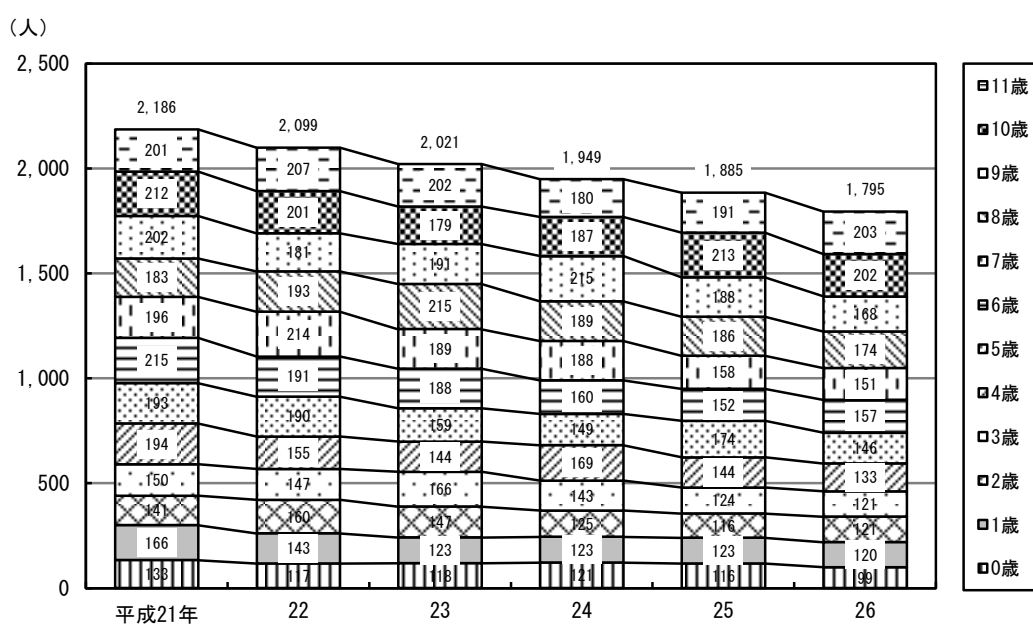
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 児童人口（0～11歳）の推移

川島町の就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、平成21年から平成26年にかけて減少傾向となっており、ここ4年間では、391人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、平成21年から平成26年までの0歳児の数が特に少なく、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予測されます。

■ 児童人口の推移（川島町）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の推移

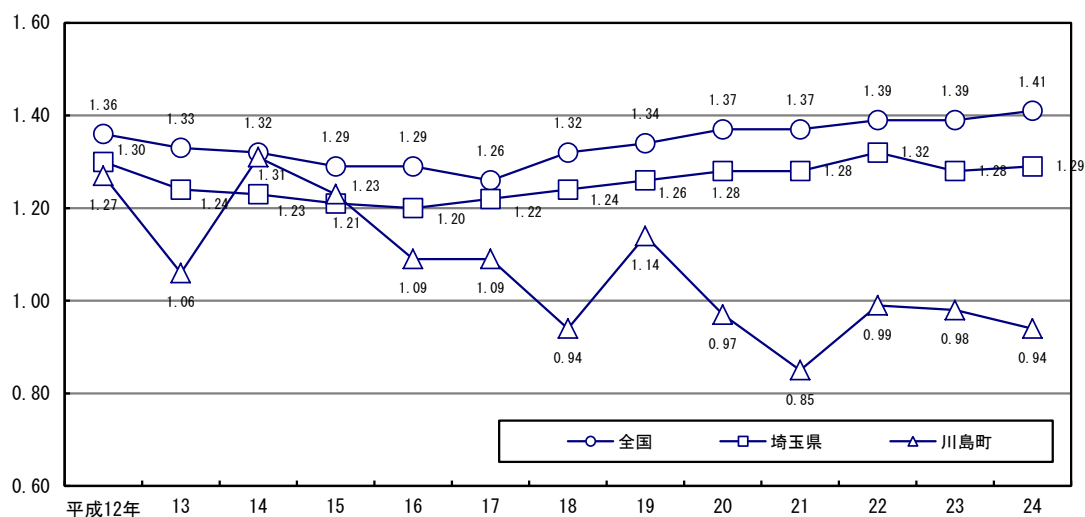
① 合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率¹は、平成12年から平成24年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成24年には0.94まで低下しました。平成19年では1.14と一旦増加したものの再び減少し、平成21年では0.85となっています。

全国及び埼玉県と比較しても低く、依然として人口置換水準を大きく下回る状況が続いています。

■ 合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



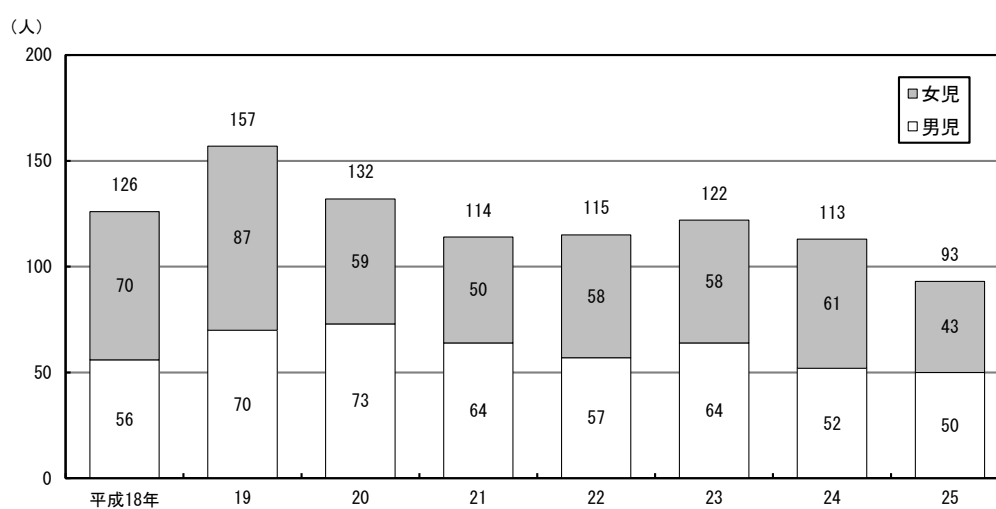
資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

② 出生数の推移

川島町における出生数は、平成19年から平成21年にかけて減少傾向でしたが、平成23年に向けやや増加しました。

しかし、平成23年以降は再び減少傾向となり、平成25年の出生数は男児43人、女児50人の計93人と100人を割り込んでおり、出生数から見ても少子高齢化が顕著に表れていると言えます。

■ 出生数の推移



資料：埼玉県人口動態（各年12月末現在、埼玉県保健医療部保健医療政策課）。

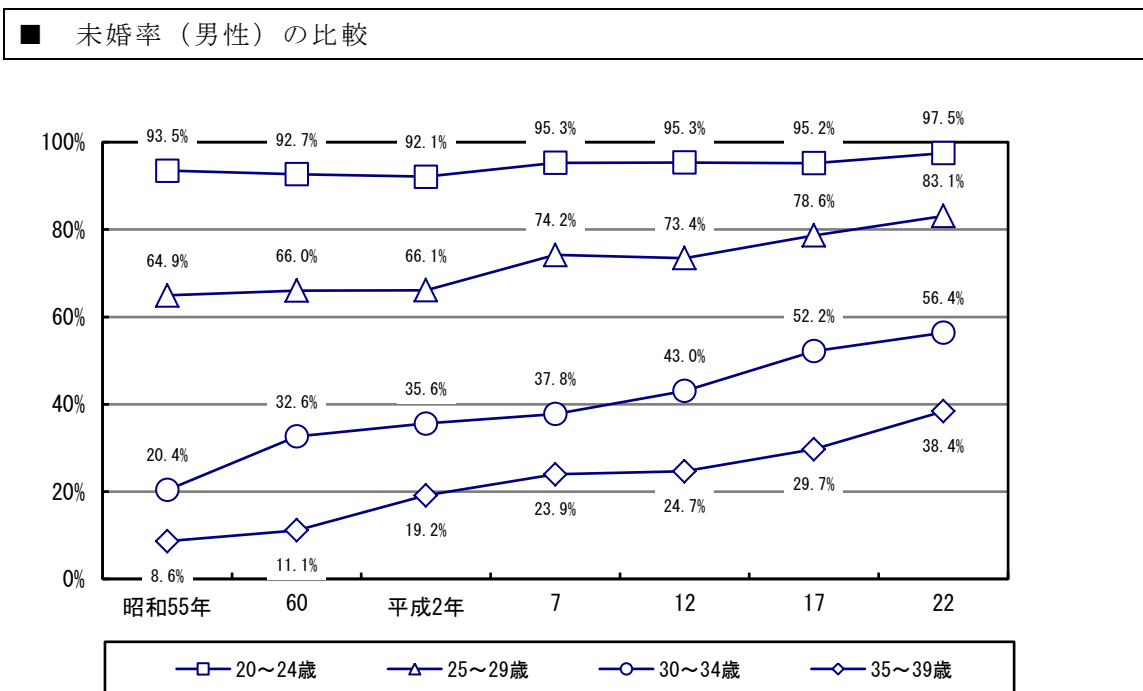
(3) 婚姻の動向

厚生労働省「人口動態統計」によると、日本では生まれた子どものうちの大多数が嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合はわずかにすぎません。したがって、我が国では子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

① 未婚率の比較

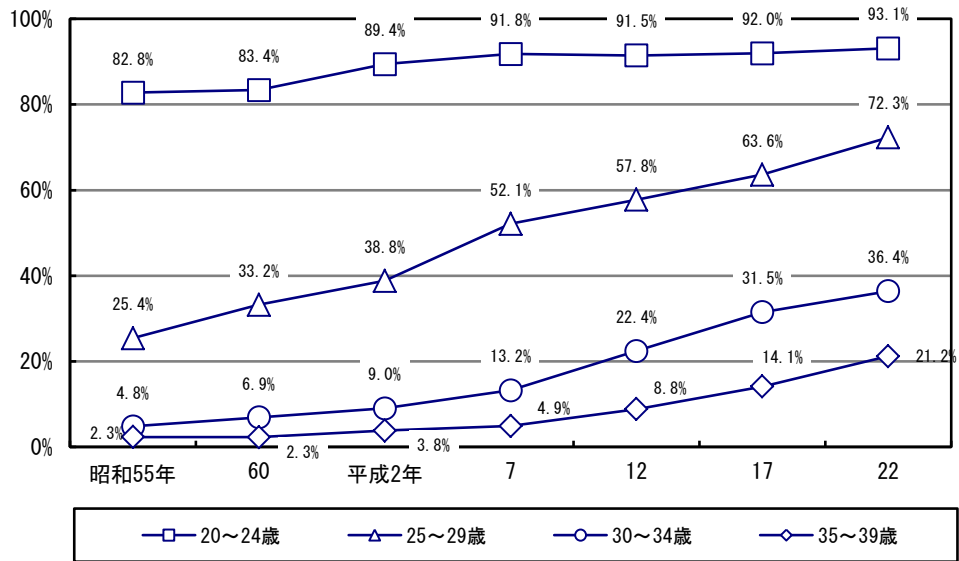
川島町における未婚率を男女別にみると、昭和55年から平成22年にかけて男性・女性ともにすべての年代で増加傾向となっています。このうち、30～34歳の男性は昭和55年から平成22年にかけて36ポイント、25～29歳の女性については46.9ポイントの増加を表しています。

川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。



資料：国勢調査

■ 未婚率（女性）の比較



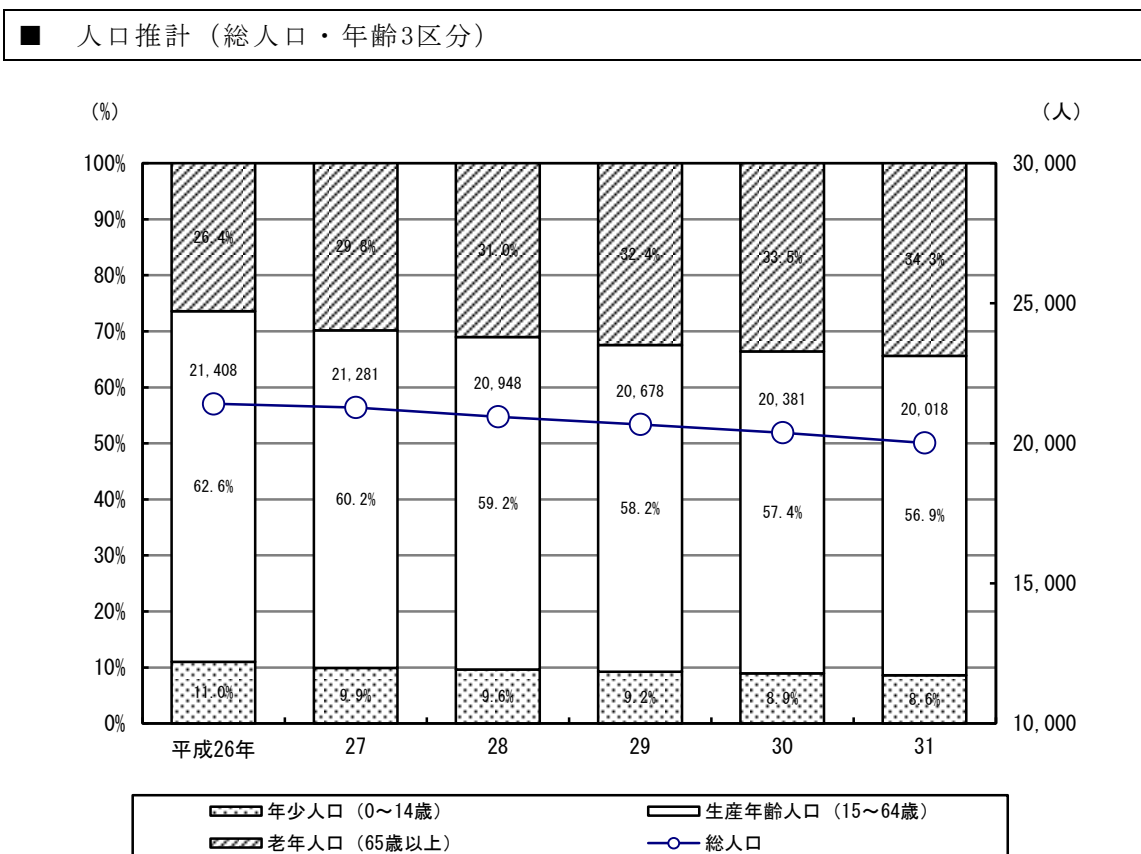
資料：国勢調査

(4) 総人口・年少人口の将来予測

① 総人口・人口構成の推計

川島町の人口推計によると、総人口は平成26年から平成31年にかけて1,390人減少することが予測されています。年齢3区分の人口構成では、年少人口が2.1%の減少、生産年齢人口が5.7%の減少、老年人口では7.9%の増加が見込まれています。

今後、川島町においては、少子化の影響による年少人口の減少、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が今後加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。



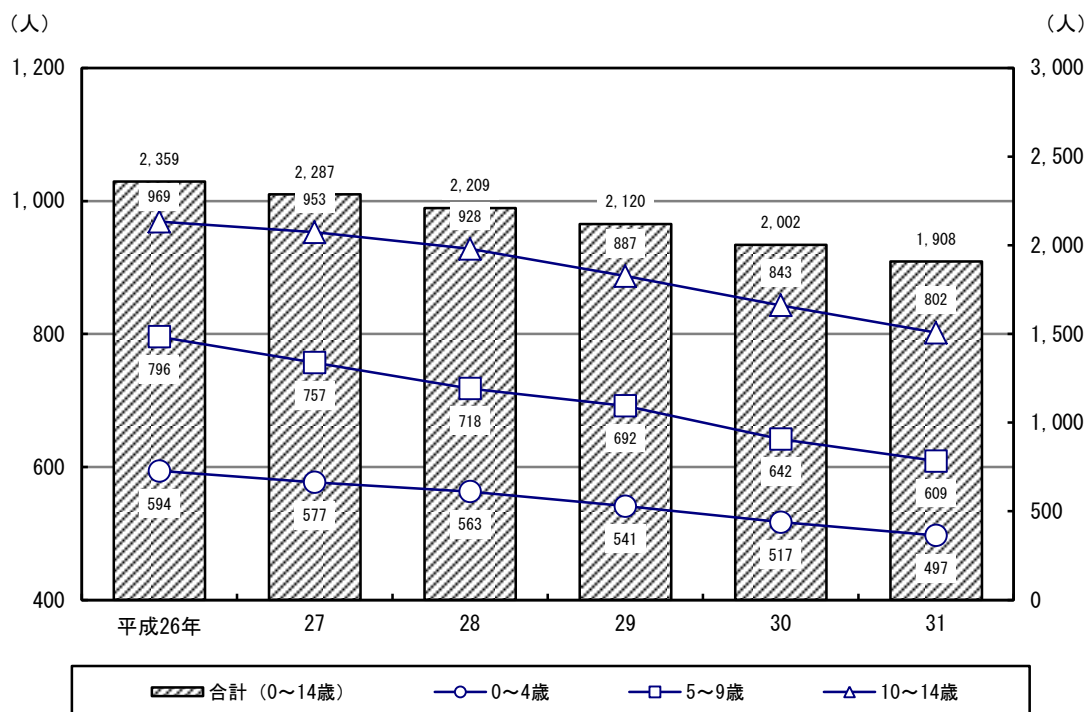
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

② 年少人口（0～14歳）の推計

人口推計によると、川島町の年少人口（0～14歳）は、平成26年から平成31年にかけて合計で451人減少することが予測されています。

年齢階級別にみると、すべての年齢階級で減少傾向を示しており、このうち5～9歳の減少が最も多く187人の減少が見込まれています。

■ 人口推計（年少人口0～14歳）



資料：健康福祉課（各年年度末人口）

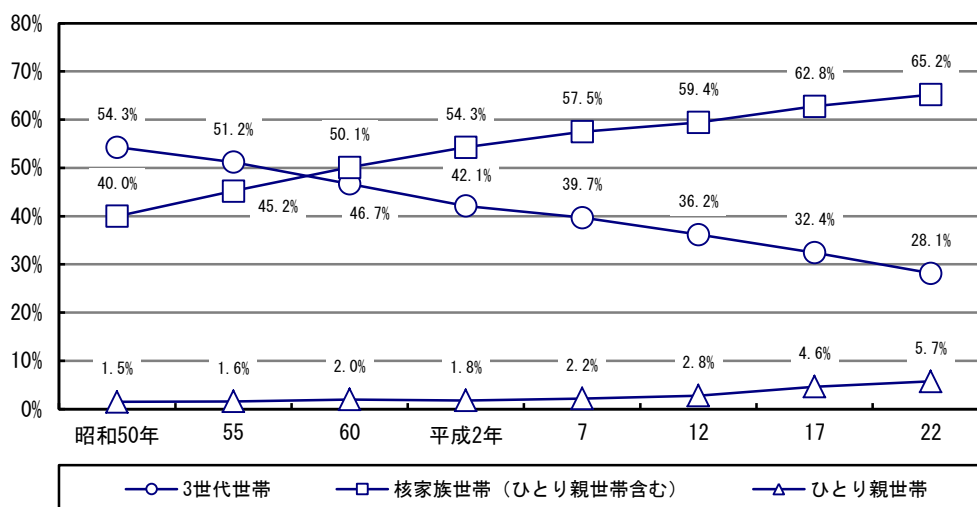
第2節 子育て家庭の状況

(1) 18歳未満の児童がいる世帯の動向

川島町における18歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、昭和55年から平成22年にかけて増加傾向となっており、平成22年には65.2%となっています。一方、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、昭和55年に54.3%であったものが、平成22年には28.1%と大幅な減少となっています。また、ひとり親世帯については微増傾向となっており、平成22年には5.7%となっています。

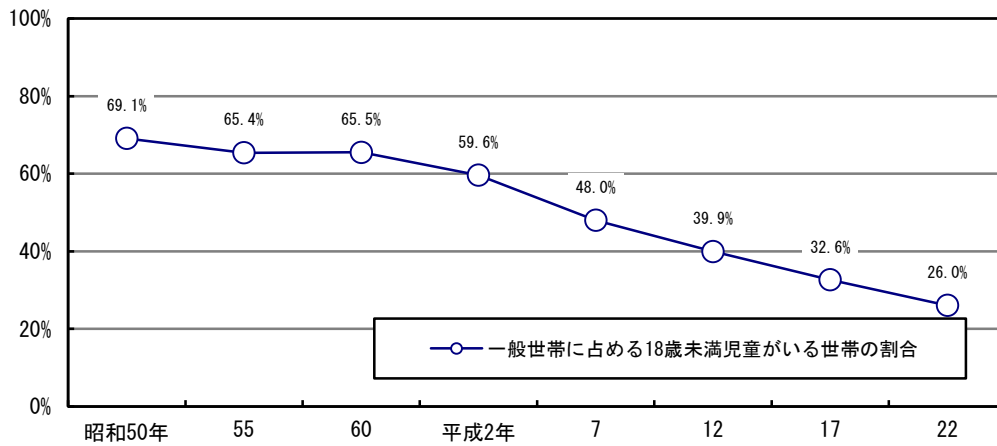
さらに、一般世帯のうち18歳未満児童がいる世帯の割合は、昭和55年には69.1%であったものが、平成22年では26.0%となっており、核家族化の進行及び18歳未満の子どもがいる世帯が減少していることがわかります。

■ 18歳未満の児童がいる世帯の推移



資料：国勢調査

■ 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の推移

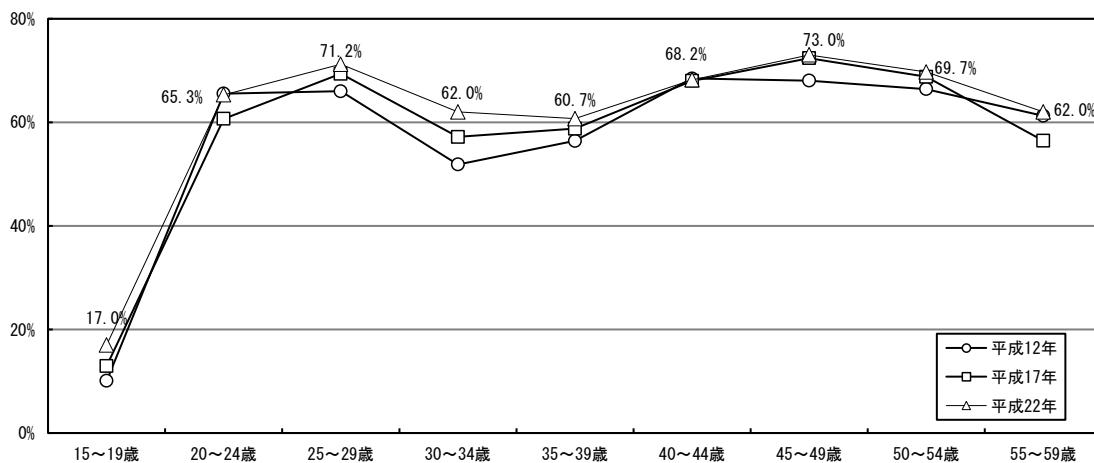


資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20歳代半ばと50歳代前後という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

■ 女性の就業率の推移



資料：国勢調査

第3節 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園

(2) 幼稚園

(3) 学童保育

第4節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

第3章 川島町次世代育成支援行動計画後期計画の評価

平成22年3月に策定した「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名	単位	H20年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	H25年度 達成状況
認可保育所の通常保育事業（1日：利用者数）	人				
3歳児未満	人				
3歳児以上	人				
その他の平日昼間の保育事業					
家庭的保育合計（年間利用者数）	人				
3歳児未満	人				
3歳児以上	人				
事業所内保育合計（年間利用者数）	人				
3歳児未満	人				
3歳児以上	人				
幼稚園の預かり保育（年間利用者数）	人				
特定保育事業（園数）	か所				
延長保育事業（1日：利用者数）	人				
	か所				
休日保育事業（年間延べ利用者数）	人				
	か所				
病児・病後児保育事業					
体調不良型（年間延べ利用）	人				
	か所				
病児対応型・病後児対応型（年間延べ利用）	人				
	か所				
合計	人				
	か所				
放課後児童健全育成事業（年間利用）	人				
	か所				
地域子育て支援拠点事業（園数）	か所				
一時預かり事業（年間延べ利用）	人				
	か所				
ファミリーサポートセンター事業	か所				

第4章 計画の基本理念と基本的な考え方

第1節 基本理念

川島町次世代育成支援行動計画後期画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を 地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

川島町次世代育成支援行動計画後期画を引き継ぐ本計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに育つように、地域、事業所、行政が一体となって応援していきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、川島町のすべての家庭を地域社会全体で応援していきます。

このことから、一貫性という意味からも、川島町次世代育成支援行動計画後期画の基本理念を継承し、

「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」

を本計画の基本理念とします。

第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、5つの視点を基本とします。

1. 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。また、男女が協力して子育てを行うことにより、子どもたちが安心して健やかに育つよう支援します。

2. 次代の親を育成する視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

3. 地域全体で子どもと家庭を支える視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

4. すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

5. 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親等の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

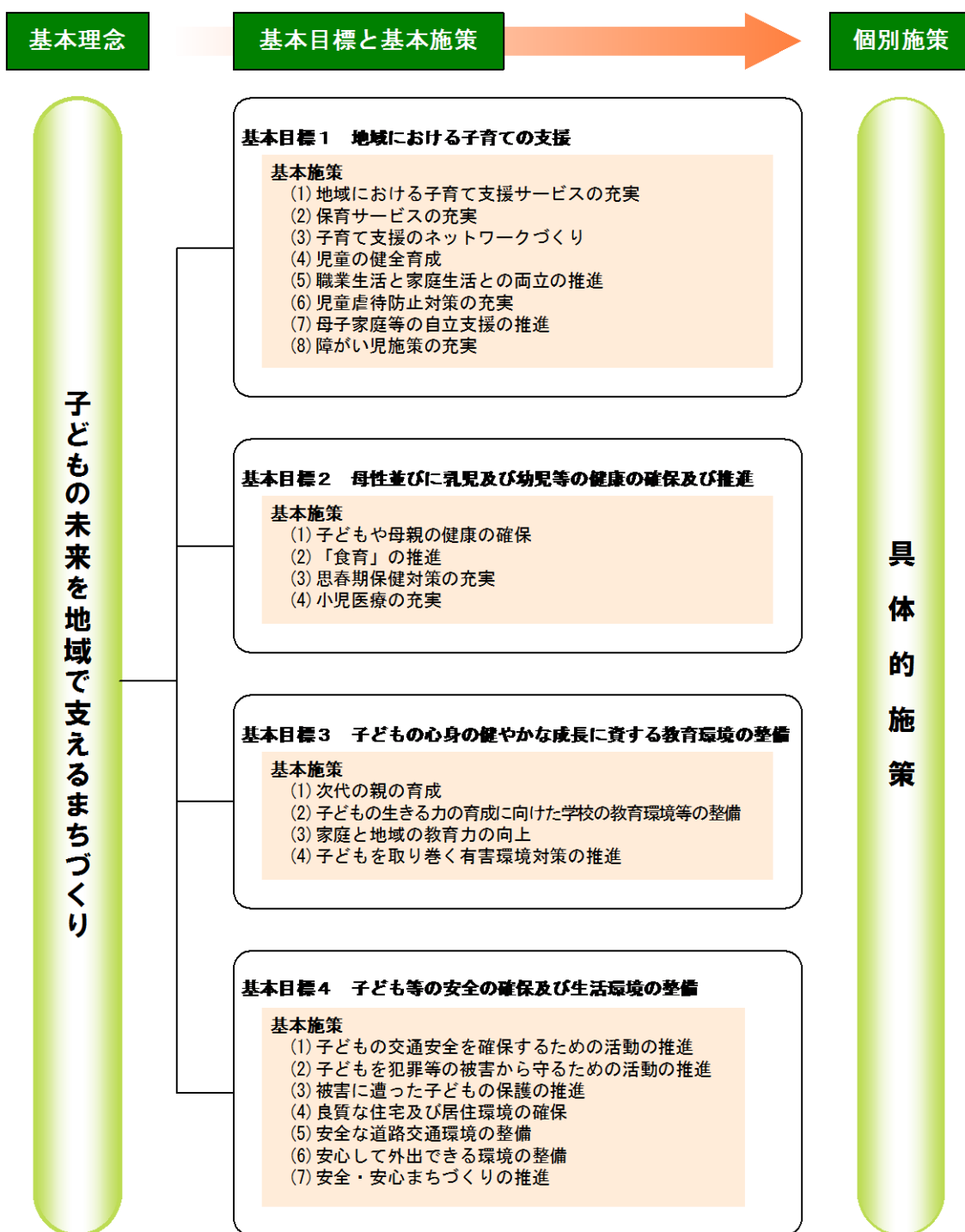
家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

第4節 計画の体系



第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第1節 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- 教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている。
- 計画的に対応するための需要推計を設定する。
- 利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1区域（町全域）	認定 こども園	幼稚園	保育園
	1園	7園	11園

第2節 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等を整備します。また、幼稚園、認可保育所、認定こども園等の教育・保育施設の充実に図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の 見 込 み	A：幼稚園・認定子ども園					
	B：町外受託					
	C：町外委託					
	計（A+B-C）					
② 確保 方 策	特定施設・保育施設					
	確認を受けない幼稚園					
②-①						

【確保の内容】

(単位：園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園					
幼稚園					
合計					

②保育所（園）など（2号認定、3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の 見込み	A：2号認定					
	B：町外受託					
	C：町外委託					
	計（A+B-C）					
② 確保 方策	保育園					
	地域型保育					
①－①						

【確保の内容】

（

単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園					
保育所（園）					
合計					

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(か所)					
確保方策(か所)					

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人回)					
確保方策	(人回)				
	(か所)				

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)					
確保方策					
	実施方針：				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)					
確保方策	実施方針：				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)					
確保方策	実施方針：				

⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(回)					
確保方策(回)	実施方針：				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業:ショートステイ事業)です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)					
確保方策(人日、か所)					

⑦ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)						
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)					
	子育て援助活動支援事業 (就学後)					
	計					

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)						
確保方策(人日)	在園児対象型					

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)						
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)					
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)					
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)					

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)					
確保方策(人)					

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

病児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)						
確保方策 (人日)	病児保育事業					
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)					

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)					
確保方策(人)					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

第6章 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進展により、地域同士のかかわりが薄れ、子育て家庭の育児に係る不安や負担の増加、在宅で育児をしている家庭の孤立化がみられます。

このため、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会である「乳児家庭全戸訪問事業」を始めとする各種訪問事業や、親同士の相談、情報交換や交流の場の提供及び養育に関する子育て情報の提供等、地域の中で安心して子育てができ、子育て家庭同士をつなぎ、支え合うことのできる環境づくりが必要です。

ア. 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問指導し、虐待のリスクの高い家庭や今後支援が必要となる母子の早期把握に努めます。また、乳幼児健康診査や相談において、育児不安・子育てストレスを持っている母親や発達遅滞が疑われる子どもについて、家庭訪問で個別対応します。	健康福祉課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行います。	健康福祉課
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等において保育を行う事業です。 現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室へ委託しています。 本事業の要綱等を整備し、事業の実施に努めます。	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。 現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。	健康福祉課

イ. 保育園その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生を、放課後や夏休みに放課後児童クラブで保育を行います。現在、中山地区と伊草地区の2施設で保護者会により運営されています。 他の小学校区の児童の利用については、他地区からの送迎等について検討していきます。	健康福祉課
短期入所生活援助事業	保護者が病気、疲労等で、家庭で一時的に保育できなくなった場合、乳児院、児童福祉施設等において児童を7日間程度預かる事業です。 現在のところ、整備は困難で、「子育て支援拠点」で受入可能な機関を紹介し、情報提供を行います。	健康福祉課
夜間養護等事業	夜間勤務などの保護者のため、家で養育することが出来ない子どもを保育園で夜間に保育する事業です。 現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、希望があるときは受入可能な施設の紹介や情報を提供します。	健康福祉課
病児・病後児保育事業	保護者の仕事等の理由により家庭での保育が困難な病気（病後）の児童を保育園や病院、診療所等で保育する事業です。 現在実施しておらず、整備も困難な状況ですが、実施はニーズの状況により検討します。	健康福祉課
一時預かり事業	保護者の急用やリフレッシュのため、子どもを保育園で一時的に預かり、保育する事業です。 現在、町立さくら保育園で実施していますが、1日平均5名程度の利用で、受け入れには余裕がある状態です。ニーズ調査では利用希望があるので、けやき保育園での実施については状況により検討します。	健康福祉課
特定保育事業	パート勤務などの保護者が家庭で保育できない子どもを週2、3日間、午前のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。 現在は、一時預かり事業で対応しています。	健康福祉課
幼稚園児に時間外に教育活動を行う事業	在籍している幼稚園児を対象に、幼稚園が時間外に教育活動を行う事業です。 現在実施しておらず、実施はニーズの状況により検討します。	教育総務課

ウ. 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>保育のサービスを受けたい人と保育の援助を行いたい人との連絡及び調整を行い、サービスを結びつける手助けを行う事業です。</p> <p>現在のところ整備は困難で、「子育て支援拠点」で情報提供に努めます。</p>	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	<p>町立さくら保育園の中で広場型の地域子育て支援拠点事業を実施しています。子育て相談や子育て指導をはじめ、親子教室等の開催、子育て親子の交流の場を提供し、子育てサークルの育成支援を行っています。さらに、事業の充実を図っていきます。</p> <p>現在、1箇所事業を実施していますが、もう1箇所の整備については、県の「子育て応援タウン」の認定の要件でもあり、検討していきます。</p>	健康福祉課
相談及び情報提供体制の充実	<p>保護者を対象に気軽に子育て相談や子育て指導ができる環境の充実を図ります。</p> <p>また、町のホームページ上に「子育て支援総合案内」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図っていきます。</p>	健康福祉課

(2) 保育サービスの充実

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。子育て家庭の就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

このため、個々の子育て家庭の状況に応じた保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスが提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
保育サービスの充実	<p>通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。また、家庭保育室や幼稚園の預かり保育等を活用していきます。一時保育等により多様なニーズに対応します。</p> <p>認定こども園制度の導入について検討します。</p> <p>保育の質の向上を図り、また、保育士の専門性を高めるよう努めます。</p> <p>利用者が必要とする保育サービスの情報を提供します。</p> <p>障がい児については、健常児との統合保育を実施していきます。</p>	健康福祉課 教育総務課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

様々な子育て支援サービスが展開されているなかで、利用者にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報を得られにくい状況にあります。

このため、個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境の整備や子育てサークルの育成・支援を含めた、子育て支援のネットワークづくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子育て支援サービスのネットワークの形成	子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。 子育てサークル作り等の助言・支援を行います。	健康福祉課

(4) 児童の健全育成

少子化による児童数の減少や核家族化の進行は、子ども同士が遊びを通じて仲間関係を形成することや、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

このため、子どもの成長には、親子のふれあいや地域住民と接する機会を増やし、豊かな自然環境や歴史・文化を生かした様々な体験活動やスポーツ活動を通じて、豊かな人間性を育むことが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
児童の健全育成	地域において児童が遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりについて検討していきます。 主任児童委員、児童委員が地域において児童の健全育成や虐待防止の取り組み等、子どもと子育て家庭への支援を行います。	健康福祉課
子育て支援における世代間交流	子育て支援に高齢者等の参加を推進します。	健康福祉課
学校の校庭開放	各小中学校の校庭を開放し、利用者の体力向上や健康増進を促し、また、子ども同士の交流の場としても利用されるよう、学校と連携して支援します。	生涯学習課 教育総務課

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増え、子育て家庭のライフスタイルや価値観は多様化しています。

このため、男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくには、仕事、家庭生活、地域生活等、仕事と生活の調和のとれた環境づくりが重要です。

働きたい人が仕事と生活を両立させ、それぞれの能力を十分に発揮することができるよう、多様なニーズに対応した、広く利用しやすい保育サービスの提供ができる環境づくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<p>ワークライフバランスや子育て支援に対する市民の認識を高めるよう啓発します。</p> <p>父親に子育ての楽しさを知らせ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。</p> <p>すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。</p>	健康福祉課 総務課
	<p>労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報・啓発、情報提供などの施策を、商工会と連携をとり実施します。</p> <p>子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。</p>	農政産業課 総務課
仕事と子育ての両立のための基盤整備	<p>保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討して、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</p>	健康福祉課

(6) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
関係機関との連携	<p>児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応する機能を持つ、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関との連携を図ります。また、地域との連携を密にして子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育ていける環境を整備するとともに虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。</p> <p>児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、関係機関とは連携を密に図っていきます。</p>	教育総務課 健康福祉課
発生予防、早期発見、早期対応	<p>子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む人が孤立しないように支援します。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談、支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。</p>	健康福祉課

(7) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加しているなかで、母子家庭等における児童の健全な育成を図るために、生活や就労に関する自立支援が重要となっています。

母子家庭等が心豊かに安心して生活を送れるよう、相談体制の充実や経済的な自立の促進が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定をふまえ、児童扶養手当、ひとり親等家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園等、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。	健康福祉課

(8) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るために妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが重要となっています。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた、適切な医療及び医学的な支援の提供、教育における支援の充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
障がい児教育の充実	<p>障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童生徒と活動をともにする交流教育の充実を図ります。</p> <p>また、公立幼稚園、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。</p> <p>さらに、LD(学習障害)や ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。</p>	教育総務課
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	<p>保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。</p> <p>障がいを早期に発見し適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。</p> <p>各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。</p>	健康福祉課

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進

(1) 子どもや母親の健康の確保

母子においては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、育児学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応の拡充や、よい子育てにつながるような安全で快適な出産に関する、出産準備教育や相談体制の充実が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級等の充実	<p>出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために新生児訪問等の充実を図ります。</p> <p>相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、職員研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。</p>	健康福祉課
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	<p>乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。</p>	健康福祉課
出産・育児等に関する教育・相談の充実	<p>安心して子どもを生み育てるために「マタニティ学級」、「育児学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。</p> <p>出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況等の聴取把握に努め、相談や訪問等適切な支援を行います。</p>	健康福祉課
妊娠期からの継続した支援体制の整備	<p>母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談等を行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。</p>	健康福祉課
子育て支援医療費の支給	<p>子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。</p> <p>平成22年度から通院の対象年齢を拡大し、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担金を支給します。また、比企地区、川越市内の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施しています。今後は協定医療機関の地域の拡大を推進していきます。</p>	健康福祉課

(2) 「食育」の推進

食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食、栄養の偏りなどの食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。

子どもに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となります。

このことから、家庭や地域での正しい食生活の普及浸透を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携し、地域に根ざした食育の活動が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
「食育」の推進	<p>妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。乳幼児では、食事に関する悩みや不安等に対して相談に乗りながら望ましい食習慣の定着を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をもち、朝食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者等家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。</p>	健康福祉課
児童生徒の生涯にわたる心身の健康の保持増進	<p>児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身につけるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、朝食を食べない子どもの割合を減少させます。</p> <p>保護者に対しては、給食試食会や給食だより等により、食に対する意識の啓発を図ります。</p> <p>さらに、給食に地元の農産物を取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めます。</p>	教育総務課 農政産業課

(3) 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化しているため、子どもの生理的、身体的発達が早まっています。

このため、性に関する意識や価値観についても多様化し、10歳代の人工妊娠中絶の増加や性感染症のまん延が懸念されていることから、適切な性に関する教育指導の充実が必要です。

また、喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの強化も必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
性・性感染症予防や思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	<p>保健センターと中学校が情報交換を図る等連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。</p> <p>養護教諭や教育相談員を中心に、友人関係やこころの悩み等の相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。</p>	健康福祉課 教育総務課
喫煙や薬物に関する教育	<p>中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。</p>	健康福祉課

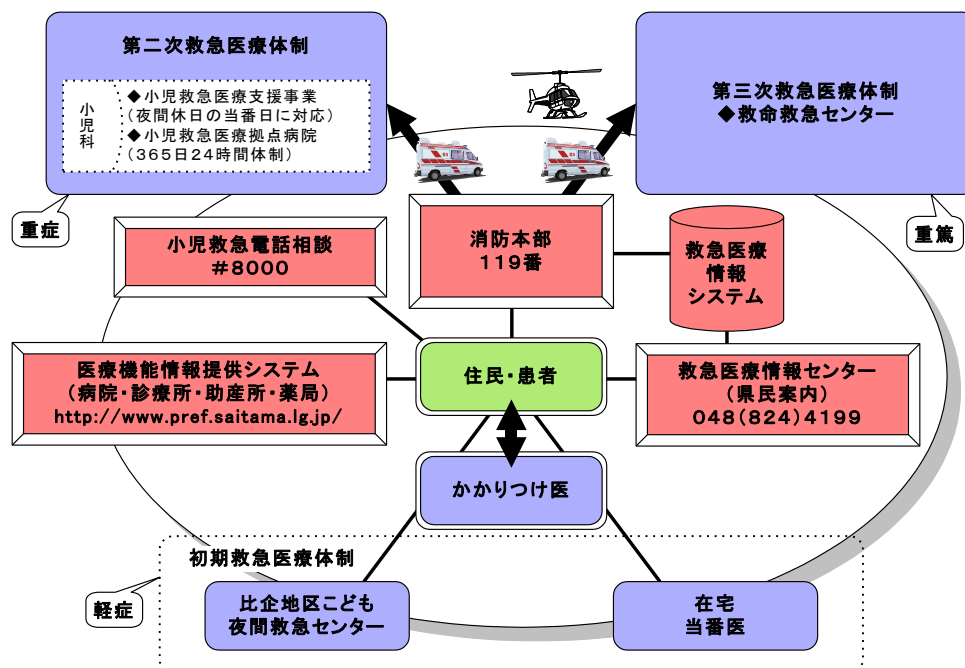
(4) 小児医療の充実

小児医療体制は安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。

特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境をつくる必要があります。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
小児医療の充実	<p>小児初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし理解を求めます。</p> <p>小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い子育てを支援しています。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。</p>	健康福祉課
健康教室の実施の検討	<p>保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法等を身につけられる健康教室の実施を検討します。</p>	健康福祉課

■小児医療（小児救急）における医療連携体制



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

少子化の影響により、子どもが乳幼児と接する機会が少ないまま親になる世代が増加しています。

このため、次代の親となる子どもに対する、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さについての啓発や学習の機会が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
次代の親の育成	男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義に関する教育、広報、啓発を関係機関と連携して推進します。	健康福祉課
小・中学生等と乳幼児等のふれあいの推進	中学生に、子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるように、「親になるための学習」を実施します。 関係機関と連携を図り、地域の小・中学生が乳幼児とふれあう機会を検討します。	健康福祉課 教育総務課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもの自主性を育てることや豊かな心の育成、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、確かな学力の向上と豊かな感性や創造性を育むための機会の創出、健やかな体の育成を図ることが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
確かな学力の向上	<p>少人数指導だけでなく、本町ならではの多人数指導を取り入れる等、指導方法の工夫改善に努めています。</p> <p>AET、特学補助員を配置し、児童生徒一人ひとりの個性に応じて学べる学習環境を整備しています。</p> <p>さわやか相談員、部活動外部指導員を中学校に配置しています。</p> <p>中学校では、町内の事業所で3日間の社会体験活動を実施しています。</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていけるように、生きる力と豊かな心を育て、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす教育を推進します。</p> <p>不登校児童及び生徒のためのスクーリング・サポートセンター川島を開設し集団への適応能力を養い、自立を促して学校へ復帰できるようサポートしています。</p> <p>学校評議員制度を活用し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進しています。</p>	教育総務課
豊かな心の育成	<p>地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の取り組みを充実します。</p> <p>幼児や児童・生徒が、生活しやすい場、遊びたくなるような環境の整備を推進します。</p> <p>乳幼児期からの読み聞かせ及びブックスタートを実践し、各小学校においては、ボランティアによる読み聞かせを実施し、情操教育の充実を図ります。乳幼児がお年寄りとふれあう場の提供を行います。</p> <p>親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取り組みを推進します。</p>	教育総務課 生涯学習課

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
健やかな体の育成	<p>家庭と連携を取りながら、基本的な生活習慣の育成を図ります。</p> <p>学校と家庭、地域が連携して、子どもたちの体力向上を推進します。</p> <p>運動部活動への地域の指導者を活用し、部活動の活性化を図ります。</p> <p>子どもが、さまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。</p>	<p>教育総務課 生涯学習課</p>
信頼される学校づくり	<p>教員の指導力を養い資質の向上に努めます。</p> <p>教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修等に適切に結びつけます。</p> <p>学校評価制度の推進を実施します。</p>	<p>教育総務課</p>
学校施設の整備・充実	<p>幼・小・中学校施設の経年変化に対して計画的な維持管理を行います。</p> <p>授業内容の変化に対応し、教育環境の整備充実を図ります。</p>	<p>教育総務課</p>
幼児教育の充実	<p>幼稚園での様々な遊びを通して、人とかかわりがうまくなったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくります。</p>	<p>教育総務課</p>

(3) 家庭と地域の教育力の向上

核家族化や地域的なつながりが薄れ、家庭や家庭を取り巻く社会環境が変化し、家庭や地域における教育力が低下していることが指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、子育てを通じ、親と子がともに成長すること（子育て、親育ち）や、家庭教育についての理解を深めることが必要です。

また、地域ぐるみで子どもを育てるために、地域ボランティアの育成や、世代間交流の実施など積極的に取り組み、地域の参画による教育力の向上を図ることが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
家庭教育への支援の充実	<p>青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の場として「家庭教育セミナー」の充実を図ります。</p> <p>子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。</p>	生涯学習課
	<p>乳幼児健康診査や相談などの機会を捉えて、生活習慣やしつけなどの悩みや不安などの相談の実施に努めます。</p>	健康福祉課
地域の教育力の向上	<p>すべての学校に「学校応援団」を組織し、地域の教育力の向上を図ります。</p>	教育総務課
地域スポーツ環境の整備	<p>生涯スポーツを推進するため、学校体育施設開放事業を実施しており、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場としてスポーツ団体に開放しています。</p> <p>地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため公民館活動との連携や地域内のスポーツの場づくりの推進に努めます。</p>	生涯学習課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やインターネット等のメディア上の性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもにとって悪影響を与えます。

特に、メディア上の有害情報は、子どもたちの携帯電話の利用増加やインターネット等の普及により、容易に閲覧できる状況にあります。

このため、一般書店における有害情報誌の販売抑制や携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	警察、学校、PTA、業者等関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。 情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルを学習させるための教職員の研修を計画します。	教育総務課
	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るためフィルタリングの普及推進を図ります。 子どもが有害情報にまきこまれないように、地域、学校、家庭で情報モラル教育を推進します。	健康福祉課

基本目標4 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの安全を守るため、警察や保育所、幼稚園、学校等と連携・協力し、交通安全教室を開催し、交通事故防止対策を推進することが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
交通安全教育の推進	春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動期間中の街頭活動等により交通事故防止運動を推進します。 町交通安全母の会連合会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室を行います。また、町の行事のときに啓発用品、パンフレットの配布等を行い、交通事故防止の啓発に努めます。	町民生活課
	警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による立哨指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また不良箇所については、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、すみやかに改善を図ります。 また、子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。	教育総務課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシート着用の向上を図るためのパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。	町民生活課
自転車の安全利用の推進	各小学校において、自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。	教育総務課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園施設等における死角をなくして犯罪の未然防止	公園施設等における外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し犯罪の未然防止に努めます。	まち整備課
ピッキング等侵入犯罪未然防止対策の家造りの推進	住宅建築においてピッキング等侵入犯罪未然防止対策を考慮し計画されるよう、建築事務の受付窓口としてチラシを置き、意識啓発に努めます。	まち整備課
防犯灯の整備の推進	安心して暮らせる地域社会をめざし、夜間の犯罪を防ぐため防犯灯の設置を推進します。	町民生活課
子ども110番の家協力者連絡会	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。 また、地域安全防犯大会への参加や研修等を行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	総務課
見守り活動の推進	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子ども達の安全や犯罪被害に遭わないように努めます。	総務課

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもに対するカウンセリングなど心のケアが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
被害に遭った子どものケアの推進	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。 また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。	教育総務課 健康福祉課

(4) 良質な住宅及び居住環境の確保

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていく上では重要な要素のひとつとなります。居住の安定にもつながるように、子育て家庭へ良質な住宅の提供や情報提供が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公営住宅情報のホームページでの提供	町のホームページに公営住宅情報を掲載し、広く住民に周知します。	まち整備課
シックハウス対策の啓発	窓口備え置きリーフレット等により、建築基準法によるシックハウスの規制等の知識の普及や啓発をします。	まち整備課

(5) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる、道路交通環境の整備が必要です。

また、事故の危険性が多い通学路においては、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間の確保が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
安全な道路交通環境の整備	実施計画を作成し、歩行者等が安全で安心して通行できる歩道整備等を計画的に進めます。	まち整備課

(6) 安心して外出できる環境の整備

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境の整備が必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザイン化	公共施設等の整備におけるバリアフリー等については「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。	まち整備課 政策推進課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	既存の公共施設の増改築により、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めます。	政策推進課 生涯学習課

(7) 安全・安心まちづくりの推進

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないように、道路や公園など犯罪防止に配慮した安全・安心なまちづくりが必要です。

実施施策	施策の実施内容・方向性	所管課
公園等歩行エリア安全確保のための整備・改修	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。	まち整備課

第7章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 取組みの方針

本計画は、川島町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、住民一人ひとりが行政と協力して計画の推進に取り組めます。

第2節 計画の推進体制

第3節 計画の進捗管理と点検・評価

